



第32号

発行日：平成24年 6月 1日発行  
和光市越後山土地区画整理組合  
住 所：和光市南1-20-34  
T E L：048-462-2611  
F A X：048-450-1545  
URL:<http://www.w-echigoyama.jp/>

## 土地活用セミナーを開催します！

昨年度、調整池工事等を終えて、都市基盤が順調に整備されています。そこで、皆さんの土地利用の参考にして頂ければと、土地活用セミナーを開催することとなりました。お忙しいことと存じますが、ふるってご参加ください。

- ◆開催日：平成24年 6月30日（土）
- ◆時 間：午前10時30分から
- ◆場 所：組合事務所会議室



## 地区計画について

この地域では、平成17年7月29日（平成20年9月1日変更）より、和光市より土地区画整理事業の効果を維持・保全するため、また健全な土地利用を誘導し良好な住宅地の形成を図るために地区計画を定めています。建築物・工作物等の建築、土地の区画形質の変更を行う場合は、その行為の30日前までに届け出をすることが義務付けられています。

皆さんの同意により定められた地区計画です。良好な住環境の形成及び、維持・保全を図り子や孫に誇れるまちづくりを行っていきましょう。



## 防犯・交通安全シルバーリーダーについて

埼玉県では、防犯・交通安全シルバーリーダーが県内全域で活躍しています。シルバーリーダーは、交通安全を中心に、防犯・悪質商法等について幅広く指導を行い、高齢者自身の生き生きライフを力強くサポートしています。当地においては緑自治会の伊藤さんが埼玉県知事より委嘱を受け活動をしています。

組合では、伊藤さんによる交通安全、防犯等の講和を企画する予定です。



### 組合からのお知らせ

#### ●土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

#### ●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

#### ●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当（TEL048-424-9145）にご相談ください。